## 第4章 分野別の整備保全の方針

## 4-1 土地利用の方針

## 4-1-1 住宅地の方針

	土地利用の方針				
区分	整備・保全の方針				
1	【対象範囲】				
	○用途地域内の土地区画整理事業が行われた住宅市街地を対象とします。				
興	【整備・保全の方針】				
1 新興住宅エ	○都市基盤が整備された良好な住環境の維持を図るとともに、住民の主体的なまちづくり				
エリ	活動を支援し、更なる住環境の向上を目指します。				
リア	○低・未利用地は、ゆとりある低層住宅地としての良好な住環境の形成を図り、建築活動				
	を推進するとともに、定住化の推進に寄与していきます。				
	○用途地域内の面的整備が行われていない住宅市街地を対象とします。				
	【整備・保全の方針】				
	○身近な生活道路が不足している市街地、狭あい道路が多い市街地は、生活道路の幅員と				
住	ネットワークの確保を図り、生活環境の改善に努めます。				
宅	○既存ストックが多い地区では、急激な人口密度の低下による住環境の悪化が生じないよ				
導	う、住環境を維持するため、多世代交流型住宅や高齢社会に向けたケア付き住宅などの				
②住宅誘導エリア	福祉型住宅地の供給など、現代ニーズに対応した多様な住宅市街地づくりの展開を図り				
)'	ます。 ○低・未利用地の多い地区、大規模の工場が移転した地区は、計画的な宅地利用を誘導し				
	○四・木利用地の多い地区、八規模の工物が物料した地区は、計画的な七地利用を誘導していきます。				
	○東部丘陵地は、当面の宅地化を抑制し、市街地内の貴重な緑として保全・活用を図りま				
	す。				
	【対象範囲】				
<b>3</b>	○用途地域外に点在する集落地を対象とします。				
3 環 境	【整備・保全の方針】				
	○長年培われてきた集落のコミュニティ、生活文化圏、自然的景観を維持していくことを				
生生性	基本とします。				
共生住宅エリア	○計画的に開発された住宅地は、低層住宅を中心とした良好な住環境の維持に努めます。				
Ţ Ţ	○住宅地と農地が近接している地区は、無秩序な住宅地の拡大の抑制を図るとともに、住				
)*	宅地の周辺に広がる農地などの自然環境と共生を図った住宅地の形成を目指します。				
	○計画的な生活基盤の整備・改善で定住環境の確保に努めます。				

## 4-1-2 商業地の方針

	土地利用の方針				
区分	整備・保全の方針				
①中心商業エリア	【対象範囲】 ○白石駅周辺の既存の商業地を対象とします。 【整備・保全の方針】 ○本市の中心拠点と位置づけ、中心にふさわしい商業、サービス、業務などの機能立地と都市的な賑わいの感じられる空間整備を図り、魅力ある中心商業地の形成を推進します。 ○観光客を対象とした店舗の充実などで、本市の交流の中心となる商業地の形成を図り、中心商業地の維持や活性化を目指します。 ○施設や道路のユニバーサルデザイン化を図り、安心して誰もが利用できる商業地づくりを目指します。				
②沿道型商業エリア	【対象範囲】  ○大平地区の国道4号沿道の一部を対象とします。  【整備・保全の方針】  ○国道沿道に沿道型商業施設などが集積する商業地は、周辺環境や景観に配慮しながら、適正な土地利用の規制・誘導を図ります。  ○自動車利用に対する比較的大規模な商業地の土地利用、店舗の立地を推進します。				
③白石蔵王駅周辺	【対象範囲】 ○白石蔵王駅周辺の商業地を対象とします。 【整備・保全の方針】 ○中心商業エリアとの連携を強化し、駅周辺地域の中心となる商業施設の誘導と本市広域 交流の玄関口にふさわしい商業地を目指します。 ○低・未利用地などの積極的な活用を誘導していきます。				

## 4-1-3 工業地の方針

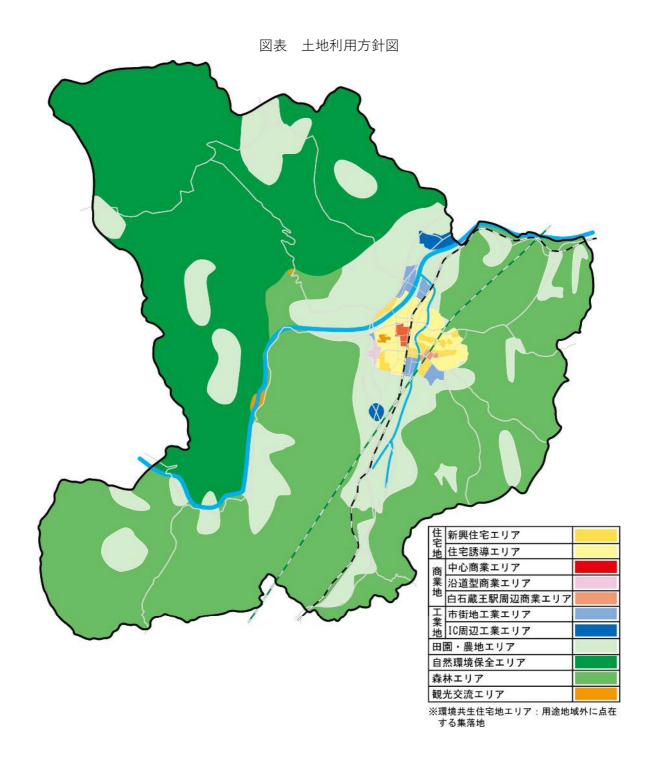
4-1-3	3 工業地の方針				
	土地利用の方針				
区分	整備・保全の方針				
①市街地工業	【対象範囲】 ○用途地域内の既存工業地と大鷹沢工業団地周辺を対象とします。 【整備・保全の方針】 ○既存工業地は、周辺環境に配慮し、幹線道路へのアクセス性を向上させ、新たな工業地の拡張を含めた土地利用を推進します。				
②IC周辺工業エリア	【対象範囲】 ○白石 IC 周辺と(仮称)白石中央 SIC 周辺を対象とします。 【整備・保全の方針】 ○他の用途との混在などによる環境悪化を未然に防ぐために、用途地域の指定などで土地利用の規制・誘導を図ります。 ○既存の工業地の環境を維持するとともに、IC 周辺の交通条件、立地ポテンシャル、(仮称)白石中央 SIC の設置効果などを活かし、新たな企業の誘致を図り、市内での雇用促進を図るための土地利用を推進します。				

## 4-1-4 自然的土地利用の方針

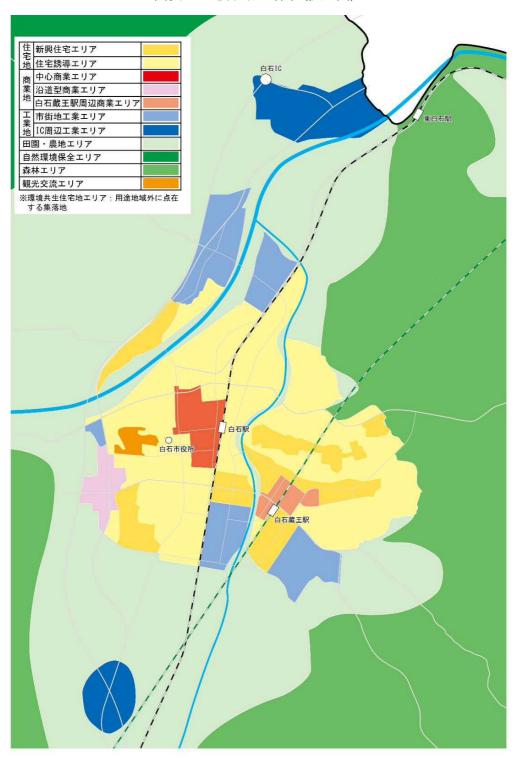
	土地利用の方針						
区分	整備・保全の方針						
①田園・農地エリア	【対象範囲】     ○都市計画区域内の白地地域の農地と都市計画区域外の農振農用地区域を対象とします。 【整備・保全の方針】     ○田園、農地などの自然環境を維持・保全していくことを基本とします。     ○優良な農地への虫食い的な開発の抑制を図り、営農環境の効率化、住環境の維持に努めます。     ○担い手不足や高齢化が進む農業分野において、幅広い視野で新たな働き手を確保するよう努めます。						
②自然環境保全エリア	<ul> <li>【対象範囲】</li> <li>○都市計画区域外の蔵王国定公園、蔵王高原県立自然公園の自然環境保全地域を対象とします。</li> <li>【整備・保全の方針】</li> <li>○優れた自然の風景地として、豊かな自然地を保全するとともに、水路や小川でドジョウやメダカなどの生物観察ができるなど、自然を守る意識の向上や生物多様性の確保に努めます。</li> </ul>						
③森林エリア	【対象範囲】  ○都市計画区域内外の自然環境保全エリア、田園・農地エリア以外を対象とします。 【整備・保全の方針】  ○自然地の保全を図るとともに、それぞれの環境特性に応じ、自然と親しむ場の確保とその活用を図ります。						
④観光交流エリア	<ul> <li>【対象範囲】</li> <li>○白石城、武家屋敷などの歴史的観光施設周辺と小原温泉、鎌先温泉などの温泉郷周辺を対象とします。</li> <li>【整備・保全の方針】</li> <li>○地域特有の資源を活用し、自然、歴史、文化、人々がふれあう観光交流空間の形成を図ります。</li> <li>○観光交流空間を形成する施設、環境の整備に際しては、自然環境を活かすように努めます。</li> </ul>						

(仮称)白石中央 SIC のイメージ図





図表 土地利用方針図(拡大図)



## 4-2 都市施設整備の方針

## 4-2-1 交通施設整備の方針

#### (1) 道路の方針

## ≪集約型都市構造を支える交通体系の整備≫

- ①集約型都市構造を支える道路整備を図ります。
  - ・中心市街地や地域生活圏相互を連絡する道路 ネットワークの強化を図ります。
- ②都市の変化や地域の特性に応じた道路計画を 推進します。
  - ・都市計画道路の見直しを検討します。
  - ・優先順位を明確にした、効果的な道路網の整備・維持管理を目指します。

	道路の方針					
区分	整備・保全の方針					
①広域幹線道路	【対象範囲】  ○東北縦貫自動車道、国道4号、国道113号を対象とします。 【整備・保全の方針】  ○広域的な道路ネットワークを形成する道路として、東北都市圏の連携強化や経済の活性化など、これからのまちづくりを支える道路として位置づけ、広域圏との円滑な連絡を確保するため、既存の交通機能を維持していきます。  ○関係機関と連携し、国道4号の2車線区間の4車線化と、物流の効率化、医療機関などへのアクセス向上、観光支援など、多様な効果が見込まれる(仮称)白石中央SICの整備を目指します。					
②主要幹線道路	【対象範囲】  ○国道 457 号、主要地方道、一般県道、(都)沖の沢郡山線、(都)中河原白石沖線、(都)白石沖西堀線を対象とします。 【整備・保全の方針】  ○(都)沖の沢郡山線、(都)中河原白石沖線、(都)白石沖西堀線を市街地の骨格を形成する市街地環状線と位置づけ、市街地への車両の通過交通による流入抑制を図るとともに、(都)沖の沢郡山線、(都)中河原白石沖線、(都)白石沖西堀線の整備を推進します。また、長期間未着手となっている都市計画道路は、社会情勢の変化や都市の将来像などを踏まえ必要に応じて見直しを行います。  ○市街地の環状線、国道、主要地方道、一般県道からなる主要な放射軸は、市街地部と地域生活拠点、地域間生活拠点間を有機的なネットワークで結び、集約型都市構造の骨格となる道路網の整備を進めます。					

	【対象範囲】
③都市幹線道路	○市街地環状内の国道、主要地方道、一般県道、都市計画道路を対象とします。
	【整備・保全の方針】
	○主要幹線道路の機能を補完し、都市内の円滑な移動を支えるとともに、他の幹線道路と
幹	合わせて井桁型ネットワークを形成します。
線描	○中心商業地を囲む(都)蔵本上郡山線、(都)白石沖西堀線、(都)威徳寺前大橋線、(都)
路	八幡町兎作線を中心商業地環状線と位置づけます。また、長期間未着手となっている都
	市計画道路は、社会情勢の変化や都市の将来像などを踏まえ必要に応じて見直しを行い
	ます。
	【対象範囲】
<b>(4</b> )	○市街地や各集落地の主要な公共施設などを結ぶ道路を対象とします。
生	【整備・保全の方針】
<b>4</b> 生活道路	○歩道などの道路の拡充整備、沿道建築物のセットバックなどによる円滑な交通処理、歩
路	行者空間の確保を図ります。
	○市街地の基盤整備が十分ではない地区などは、生活道路の整備を進めます。
	【対象範囲】
<b>⑤</b>	○白石城を核とした中心市街地を対象とします。
5回遊道路	【整備・保全の方針】
道	○回遊性の向上で、中心商業地の活性化を図るため、白石城と武家屋敷などの地域資源を
路	活用した、歩いて楽しい道のネットワーク構築と、歩行空間の確保を図ります。
	○観光客の交通手段として、サイクリングネットワークを確保します。

## (2) 公共交通などの方針

## ≪現代ニーズに対応した公共交通≫

- ①公共交通の利用を推進します。
  - ・過度な自動車依存からの脱却を図るため、公共交通利用の促進を図ります。
  - ・高齢者を中心とした交通弱者、買い物などの日常生活ニーズに配慮した公共交通網の構築を目 指します。

	公共交通などの方針		
区分	整備・保全の方針		
①鉄道交通	【対象範囲】  ○JR 東北本線、JR 東北新幹線を対象とします。 【整備・保全の方針】  ○関係機関と連携し、更なる利便性の向上を図ります。		

#### 【対象範囲】

○白石市民バスなどの新たな公共交通体系を対象とします。

#### 【整備・保全の方針】

# 

- ○地域と市中心部の主要な公共施設・駅を連絡する誰もが利用しやすい白石市民バスなど の運行に努めます。
- ○交通空白地帯の解消に対応する乗合タクシーなどを含めた生活交通の多様な移動手段 や、特に高齢者を意識した地域主体の地域内交通を検討します。
- ○本市の中心市街地と(仮称)白石中央 SIC を連絡する交通手段の導入の検討を進めます。

## 【対象範囲】

○JR 東北本線の白石駅、東白石駅、北白川駅、越河駅、JR 東北新幹線の白石蔵王駅を対象とします。

### 【整備・保全の方針】

#### (白石駅)

- ○市民の通院・買い物・通学など日常生活の外出支援と交流人口の拡大を見据えた拠点と して位置づけます。
- ○鉄道、バス、タクシーなどの交通結節点としての機能を充実させるため、関連する各種 交通施設の整備などを関係する事業者と協議し、推進します。
- ○利便性の向上、東西ネットワークの確保、ユニバーサルデザインの配慮のため、白石駅 東西自由通路の整備を推進します。
- ○公共交通の利用促進を図るため、必要に応じてパーク&ライド駐車場、サイクル&ライド駐輪場の利用を推進し、環境負荷低減に努めます。

#### (白石蔵王駅)

- ○観光客などの広域観光を促進する拠点として位置づけます。
- ○外国人を含めた観光客などの広域観光を促進する拠点と鉄道、バス、タクシーなどの交通結節点としての機能を充実させるため、関連する各種交通施設の整備などを関係する 事業者と協議し、推進します。

#### (東白石駅、北白川駅、越河駅)

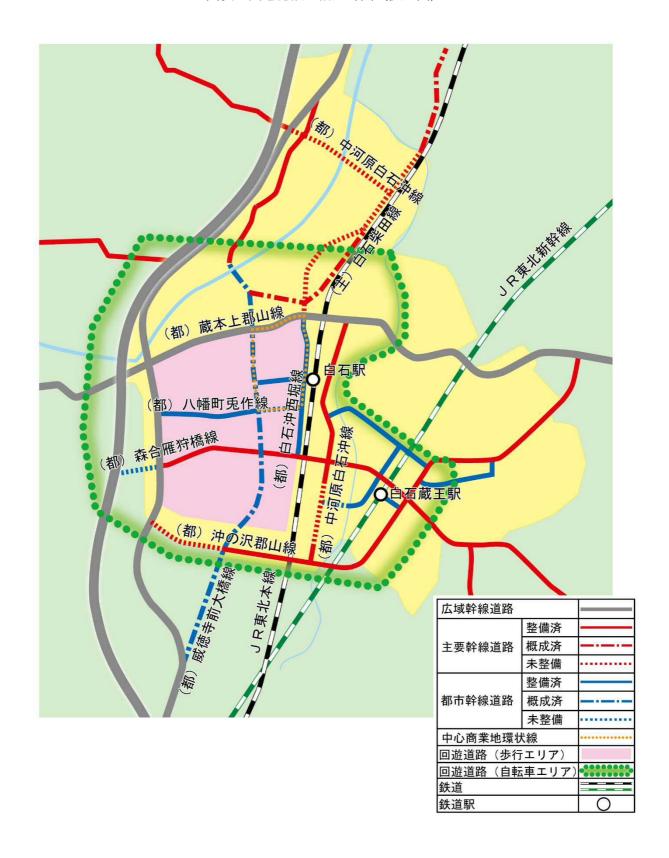
- ○高齢者をはじめとする誰もが快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した 施設の整備・改善を進めます。
- 〇パーク&ライド駐車場、サイクル&ライド駐輪場は、適正な維持管理を行い、鉄道の利用を推進し、環境負荷低減に努めます。

## ③鉄道駅

図表 交通施設整備方針図



図表 交通施設整備方針図(拡大図)



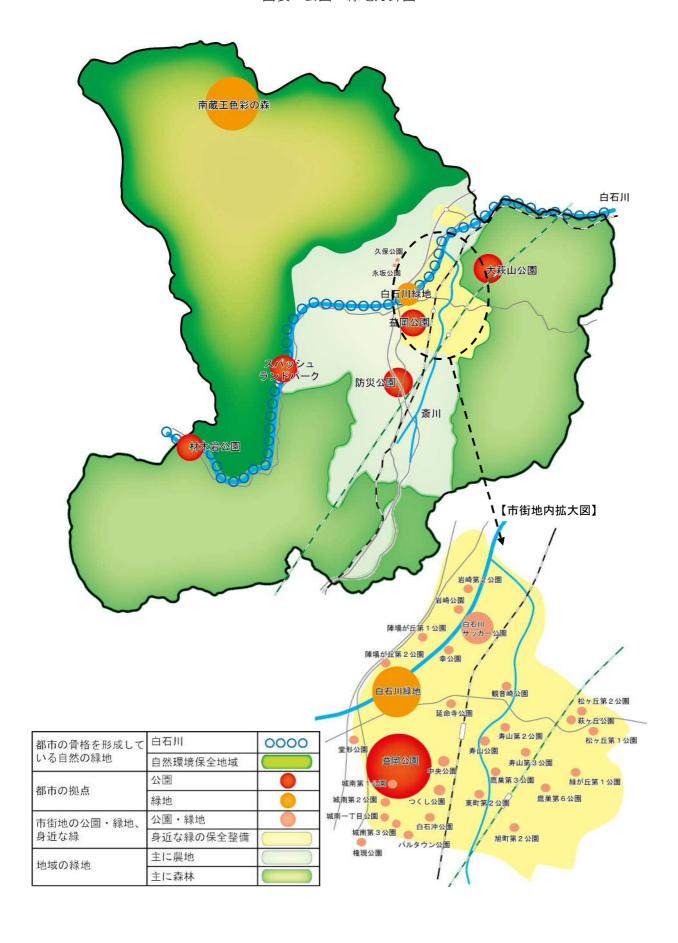
## 4-2-2 公園・緑地の方針

## ≪市民協働による緑地の保全、育成≫

- ①緑のまちづくり支援を図ります。
- ・緑地の保全・管理への市民参加を促進するために、活動を支援する仕組みづくりを進めます。
- ・緑に対する知識を高めるための多様な取り組みを進めます。

	公園・緑地の方針						
区分	整備・保全の方針						
①都市の骨格を形成して	【対象範囲】 ○白石川、蔵王国定公園、蔵王高原県立自然公園の自然環境保全地域を対象とします。 【整備・保全の方針】 ○各種法令に基づき、緑豊かな自然環境の維持・活用に努めます。						
②都市の拠点公園、緑地	<ul> <li>【対象範囲】</li> <li>○益岡公園、白石川緑地、大萩山公園、スパッシュランドパーク、材木岩公園、南蔵王色彩の森、防災公園を対象とします。</li> <li>【整備・保全の方針】</li> <li>○拠点公園、緑地は、適切な維持管理を図り、貴重な緑を保全していきます。</li> <li>○益岡公園、南蔵王色彩の森は、市民や観光客にとって魅力ある空間づくりに向けた公園緑地の整備を進めます。</li> <li>○防災公園は、(仮称) 白石中央 SIC 周辺の広大な面積を活用して整備を進めます。平常時にはスポーツ・レクリエーション拠点として市民に親しまれる公園として、また災害時には道の駅と一体となって防災機能を発揮する公園とします。</li> </ul>						
③市街地の公園・緑地、身近な	【対象範囲】  ○市街地内を対象とします。 【整備・保全の方針】  ○市街地の緑・自然地の中心である風致地区の保全を図ります。  ○緑のネットワークの形成を図るため、花と緑の回廊づくりを推進します。  ○既存の住区基幹公園などは、現在の多様なニーズに対応しながら、老朽化施設の改修を図るなどの機能更新、利便性の向上に努めます。  ○適切な公園の配置を目指し、公共空地などを活用して公園機能を補完していきます。  ○公共施設の緑化の促進、民有地の緑化の支援など、身近な緑地などの整備を図ります。						
④地域の緑地	<ul><li>【対象範囲】</li><li>○自然環境保全地域と市街地以外を対象とします。</li><li>【整備・保全の方針】</li><li>○地域の特性に合った自然環境の保全に努めます。</li></ul>						

図表 公園・緑地方針図



#### 4-2-3 下水道・河川の方針

#### ≪効率的な下水道の整備≫

- ①計画的な下水道整備を推進します。
  - ・水洗化率の向上に努めるとともに、浸水対策 を図るため、白石市流域関連公共下水道事業 計画を推進します。
  - ・居住環境の改善、公衆衛生の向上などの水質 保全を図るため、地域の実情に応じた整備方 法を検討し、効率的な整備を推進します。
- ②下水道の機能の維持を図ります。
  - ・下水道の処理機能を維持するため、施設の適切な管理や、老朽施設の改築・更新を計画的に進めます。
  - ・農業集落排水施設は、公共下水道への接続、 老朽化への対応や耐震性の向上など、適正な 維持管理に努めます。

#### ≪治水安全度の向上≫

- ①河川整備を推進します。
  - ・白石川を中心とした一級河川阿武隈川水系 白石川圏域河川整備計画に基づいて、河川 整備を推進します。
  - ・沢端川などは、関係機関と連携し、治水機能の維持、強化に努めます。
- ②被害軽減対策を推進します。
  - ・防災情報の提供や防災学習の推進などの地域 防災力の強化を進めます。



## 4-2-4 その他の都市施設の方針

## ≪施設の機能の充実、利便性の向上≫

- ①機能の充実、利便性の向上を図ります。
  - ・現在のニーズに対応した機能の充実を図ります。
  - ・アクセス性の向上を図り、各施設の利便性 の向上を目指します。
- ②施設の総量、規模の適正化を目指します。
  - ・施設の利用状況や、将来人口に応じた 需要予 測を踏まえて、公共施設の総量、規模の適正 化を目指します。

	その他の都市施設の方針
区分	整備・保全の方針
①行政拠点施設	【対象範囲】
	○白石市役所周辺を対象とします。
	【整備・保全の方針】
	○本市の行政サービス機能の充実、向上を図り、行政の拠点化を目指します。
②教育施設	【対象範囲】
	○小学校、中学校、高等学校を対象とします。
	【整備・保全の方針】
	○通学の安全性を確保するため、通学路の整備や防犯灯の設置などを市民協
	働で推進します。
③文化施設	【対象範囲】
	○碧水園、ホワイトキューブ、中央公民館などの文化施設を対象とします。
	【整備・保全の方針】
	○多くの市民が利用できるよう、利便性の向上、機能の充実を図ります。
▋④医療・福祉施設	【対象範囲】
	○公立刈田綜合病院などの医療施設と福祉施設を対象とします。
	【整備・保全の方針】
	○公立刈田綜合病院は、医療拠点としての機能の向上、アクセス性の向上を図
	り、地域の医療施設との連携を図り、医療ネットワークの拡充を図ります。
	○医療施設と福祉施設との連携強化を図り、医療福祉の拠点・ネットワークの
	拡充を図ります。
	○他の施設との複合化を図り、多世代のコミュニケーションの場、施設の利便
	性の向上に寄与することを目指します。
⑤観光レクリエー	
ション施設	○みやぎ蔵王白石スキー場、国立南蔵王青少年野営場などの観光レクリエー
	ション施設を対象とします。
	【整備・保全の方針】
	○観光レクリエーション施設の整備は、自然環境を活かすように努めます。
	○市民の交流の場、観光者の滞在の場としての活用を図ります。
	○本市の地域経済の向上や地域の魅力創出を図る「道の駅」は、(仮称)白石
	中央 SIC 周辺への整備の検討を進めます。

## 4-3 都市環境形成の方針

#### 4-3-1 自然環境の保全と都市環境形成の方針

## ≪自然環境への負荷が小さい都市づくりの推進≫

- ①自然共生社会の実現を図ります。
  - ・動物・植物の生態系を保全しつつ、農業の振興・有害鳥獣対策を推進し、美しい自然景観を保全することで、人と自然との自然共生社会を構築します。
- ②マナー・モラルの改善と向上、快適な生活環境の構築、ごみ排出量の抑制、温室効果ガス排出量の削減を推進します。
  - ・マナー・モラルの改善と向上を図り、美し く快適で過ごしやすいまちを形成します。
  - ・清涼な水環境の保全や悪臭防止対策、騒音・振動対策に取り組み、快適な生活環境 を形成します。
  - ・家庭・事業ごみ排出量の抑制に取り組み、 資源を循環利用するまちを形成します。
  - ・SDGs を考慮した地球温暖化対策や再生可能エネルギーの導入促進に取り組み、温室効果ガス排出量の削減を目指します。

#### ≪都市環境向上のための協働≫

- ①市民・事業者の活動機会の創出を図ります。
  - ・白石川、沢端川、町中の掘り割りなどの水質環境の保全に努めます。
  - ・市民・事業者が環境保全活動の推進に取り組み、主体的に環境保全活動に取り組みやすい機会 の創出を目指します。

## 4-4 景観形成の方針

## ≪景観まちづくりの推進≫

- ①景観形成へ向けた総合的な取り組みを推進します。
  - ・景観法に基づく景観計画の策定を図り、景観 形成の方針などを定めることを目指します。
  - ・地域の特性に応じて、都市計画法、景観法な どの効果的な運用を図ります。
- ②市民との協働による景観まちづくりの取り組みを目指します。
  - ・公共事業は、景観形成のモデルとなるよう、先導的な取り組みを行っていきます。
  - ・市民が展開する景観づくりに対して、NPO などの団体と連携し、景観アドバイザーに よる専門的指導などの各種支援を行いま す。

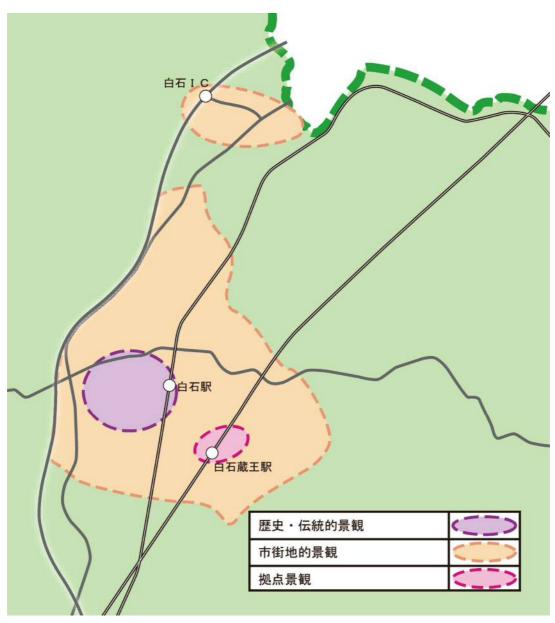
	区分		整備・保全の方針	
	①歴史・伝統的景観	【 <sup>室</sup> (	対象範囲】  ○白石城周辺、白石駅周辺、中心商業地周辺の一帯を対象とします。 整備・保全の方針】  ○白石らしい歴史的な景観を維持していくため、白石城をはじめとした史  跡などの景観の保全を図り、蔵王連峰を背景にした美しい街なみの形成 を図ります。  ○白石城、武家屋敷などの歴史的景観資源と調和した建物や道路の景観保 全を図ります。  ○町中の掘り割りは、歴史的風情を感じることのできる資源であり、これ	
都市的景観	②市街地的景観	住宅地商業地	を活かした水辺景観の創出を図ります。  【整備・保全の方針】  ①地域のスケールにあった配置・形態、地域特性を活かした町並みの 形成を図り、良好な住宅地の景観形成を推進します。  ①地域特性に応じて、緑豊かな住宅地の景観形成を図ります。  【整備・保全の方針】  ①屋外広告物のデザインなどに配慮し、本市の特性にあった景観となるよう、秩序や調和に配慮した景観形成を図ります。	
		工業地	【整備・保全の方針】 ○周辺地域の景観との調和に配慮した景観形成を図ります。	
		道路	【整備・保全の方針】  ○沿道の市街地と協調した景観を目指し、道路空間から沿道の景観形成への波及を図ります。  ○花と緑の回廊づくりの推進で、季節を感じられる空間の演出を図ります。  ○観光客が回遊しやすいサインの充実を図ります。	

	【整備・保全の方針】   ○水辺環境を保全し、潤いのある水辺景観の創出を図ります。
③拠点景観	【対象範囲】
	○白石蔵王駅周辺を対象とします。
	【整備・保全の方針】
	○広域交流の玄関口として、賑わいと統一性のある町並みの形成を図りま
	す。
	○鉄道駅や駅前広場、バス、タクシーなどの交通結節点などでは、特にバ
	リアフリーやユニバーサルデザインに配慮した景観形成を目指します。
	○中心商業地と連携する道路は、沿道と一体的になった美しい景観形成を
	図ります。
	○河川や水路は、市民が潤いとやすらぎを感じられることのできる水辺景
	観の創出を図ります。

	景観形成の方針					
区分		整備・保全の方針				
	①自然地景観	【対象範囲】				
		○本市内の自然地を対象にします。				
		【整備・保全の方針】				
		○森林は、樹木などの健全な育成に努め、連続性に配慮した一体的な景観				
		形成を図ります。				
		○農地や休耕田の利活用による景観形成を図ります。				
	②地域固有景観	【対象範囲】				
		○越河、斎川をはじめとする宿場町、小原温泉郷、鎌先温泉郷などの南蔵				
自然		王山麓の貴重な景観資源がある区域を対象とします。				
自然的景観		【整備・保全の方針】				
┃ ┃ ┃ 観		○宿場町の景観、蔵王連峰の眺望などの各地域の特性を活かした景観形成				
		を図ります。				
	③河川・道路景	【対象範囲】				
	観	○地域固有景観と都市的景観を結ぶ河川と道路を対象とします。				
		【整備・保全の方針】				
		○各景観を連携させる役割を担い、連続性に配慮した一体的な景観形成を				
		図ります。				
		○河川は、水辺環境を保全し、うるおいのある水辺空間の形成、調和する				
		周辺集落地の景観形成を図ります。				

図表 景観形成の方針 南蔵王山麓 鎌先温泉郷周辺 市街地周辺 小原温泉郷周辺 斎川 宿場町 材木岩公園周辺 上戸<mark>沢・下</mark>戸沢 宿場町 越河宿場町 都市的景観 自然的景観 自然地景観 地域固有景観 河川・道路景観

図表 景観形成の方針(都市的景観)



## 4-5 その他の整備方針

#### 4-5-1 都市防災の方針

#### ≪災害に強い都市基盤の整備≫

- ①防災拠点の整備を図ります。
  - ・市役所と防災センターを本市の防災拠点として位置づけ、拠点としてふさわしい整備を図ります。
  - ・防災公園と道の駅を防災拠点として位置づけるとともに、災害時の救援活動拠点としての機能強化を図ります。
  - ・各地域生活圏の学校、公民館などを地域の防 災拠点として位置づけ、整備を進めます。
  - ・公共・公益施設の防災機能の強化を図ります。

- ②防災機能の向上に向けた市街地整備を図ります。
  - ・面的整備や防災空間の確保、都市基盤施設 の防災機能の強化、土木構造物の耐震対策 の実施、ライフライン施設の災害対応力の 強化などで、災害に強い市街地整備を進め ます。

#### ≪災害を未然に防ぐ都市づくり≫

- ①災害発生を未然に防止し、被害を最小限にく い止めることを推進します。
  - ・「白石市地域防災計画」の運用と連携して防 災面に配慮した都市づくりを進めます。
  - ・広幅員道路の整備に合せて、延焼遮断帯な どの確保に努めます。
  - ・台風や大雨による浸水被害を軽減するため、白石川など県が管理する河川は治水対策を強く働きかけるとともに、小規模河川は適切な維持管理に取り組みます。

- ②市街地内の建物の耐震化を推進します。
  - ・白石市耐震改修促進計画に基づき、市街地 内建物の耐震化に向けて、積極的な支援を 進めていきます。

#### ≪地域防災力の向上≫

- ①防災情報体制の強化を図ります。
  - ・宮城県総合防災情報システムなどで災害時 の情報収集と伝達を迅速に行い、災害の拡 大防止を図ります。
  - ・急傾斜地など土砂災害の危険性が高い箇所 は、ハザードマップなどで周知を行い災害 の未然防止に取り組むとともに、適切な土 地利用を促進します。
- ②市民協働による防災・防犯活動を推進します。
  - ・自主防災組織の充実や企業防災の推進と連携の強化を図ります。
  - ・HP やしろいし安心メールなどの SNS を活用し、市民にわかりやすい防災情報の提供などを行い、防災意識の高揚を図ります。
  - ・高齢者、障がい者、児童など、災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすい災害時要援護者は、避難行動要支援者名簿と防災マップを活用し、行政とともに近隣住民、自治会・自主防災組織など地域の住民が協力し、一体となって安全の確保に努めます。